

霞ヶ浦北浦海区漁場計画

第1 漁業権に関する事項

1 公示番号 霞北共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県土浦市港町三丁目、蓮河原町及び大岩田地先

ウ 漁場の区域

次の基点第1号、ア、イ、ウ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線並びに基点第122号及び基点第123号を結んだ線と土浦市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図1のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第1号	36° 3.319' N 140° 13.354' E	茨城県土浦市と稲敷郡阿見町との市町界上の点
基点第2号	36° 3.769' N 140° 13.224' E	茨城県土浦市大岩田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右47.00
基点第3号	36° 4.805' N 140° 13.084' E	茨城県土浦市港町三丁目8番地地先に設置した標柱
基点第122号	36° 4.574' N 140° 13.022' E	桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界標識
基点第123号	36° 4.473' N 140° 13.022' E	桜川河口（茨城県土浦市蓮河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境界標識
ア	36° 3.339' N 140° 13.619' E	基点第1号から84度30分（真方位）400メートルの点
イ	36° 3.897' N 140° 13.663' E	基点第2号から70度00分（真方位）700メートルの点
ウ	36° 4.770' N 140° 13.380' E	基点第3号から98度00分（真方位）450メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

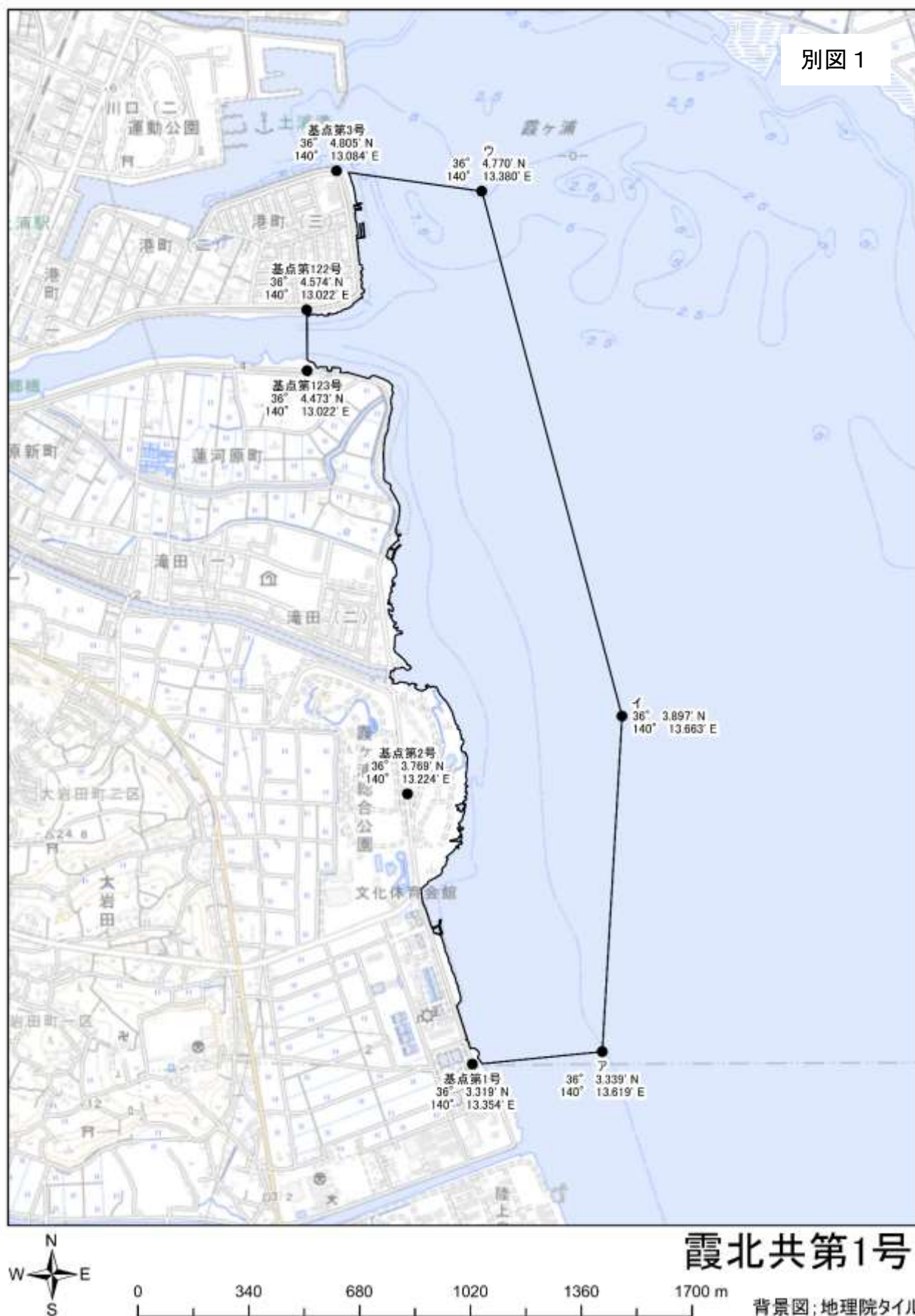
(5) 関係地区

茨城県土浦市

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 1



2 公示番号 霞北共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県土浦市手野町、田村町及び沖宿町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第5号、オ、カ、ア、イ、ウ、エ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と土浦市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図2のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第4号	36° 5.050' N 140° 13.103' E	茨城県土浦市湖北二丁目8番地地先に設置した標識
基点第5号	36° 5.188' N 140° 13.449' E	茨城県土浦市手野町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中4.25
基点第6号	36° 4.984' N 140° 14.207' E	茨城県土浦市手野町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中5.50
基点第7号	36° 4.249' N 140° 14.469' E	茨城県土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中7.00
基点第8号	36° 4.107' N 140° 15.888' E	茨城県土浦市とかすみがうら市との市界上の点
ア	36° 4.996' N 140° 13.135' E	基点第4号から154度4分18秒（真方位）110.5メートルの点
イ	36° 4.819' N 140° 14.043' E	基点第6号から218度40分（真方位）392メートルの点
ウ	36° 3.925' N 140° 14.433' E	基点第7号から185度00分（真方位）600メートルの点
エ	36° 3.919' N 140° 15.867' E	基点第8号から185度00分（真方位）350メートルの点
オ	36° 5.043' N 140° 13.412' E	基点第5号から191度27分（真方位）273メートルの点
カ	36° 5.053' N 140° 13.133' E	基点第4号から83度3分1秒（真方位）45.9メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

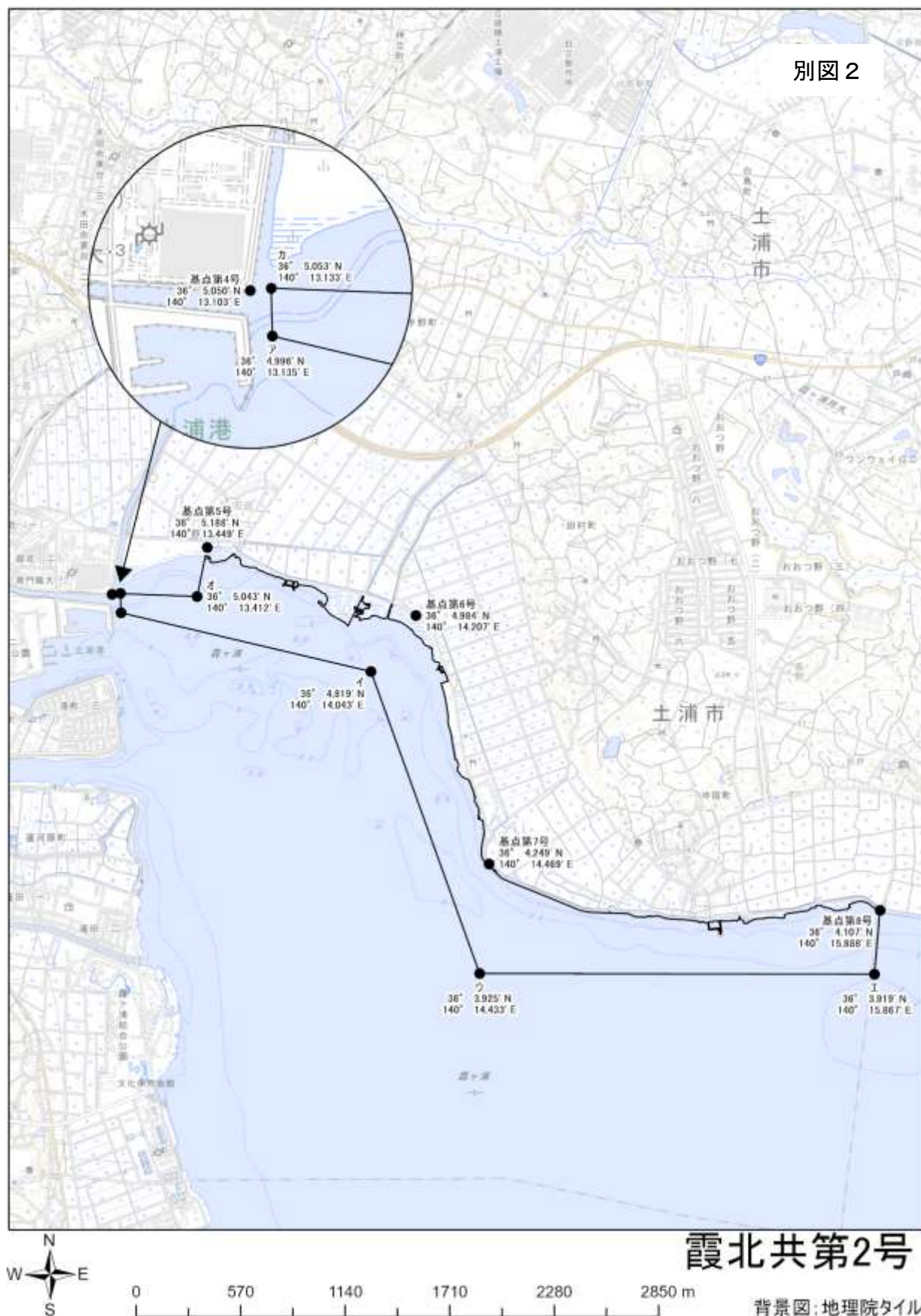
(5) 関係地区

茨城県土浦市

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 2



3 公示番号 霞北共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市地先

ウ 漁場の区域

次の基点第8号、ア、イ及び基点第9号の各点を順次に結んだ線、基点第10号、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線、基点第16号、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及び基点第20号の各点を順次に結んだ線並びに基点第21号、ナ、ニ、ヌ、ネ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線とかすみがうら市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第119号、ノ、ハ及び基点第120号を順次に結んだ線とかすみがうら市の湖岸線とによって囲まれた区域は除く（別図3のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第8号	36° 4.107' N 140° 15.888' E	茨城県土浦市とかすみがうら市との市界上の点
基点第9号	36° 4.030' N 140° 16.564' E	川尻川河口（茨城県かすみがうら市戸崎地先）左岸に設置した禁止区域基点
基点第10号	36° 3.906' N 140° 16.993' E	茨城県かすみがうら市加茂地先に設置した禁止区域基点
基点第11号	36° 3.640' N 140° 17.598' E	茨城県かすみがうら市加茂地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中12.00
基点第12号	36° 4.055' N 140° 18.767' E	茨城県かすみがうら市加茂字堺前に設置した標柱
基点第13号	36° 3.645' N 140° 19.900' E	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中16.00
基点第14号	36° 3.736' N 140° 21.552' E	茨城県かすみがうら市坂字川口に設置した標柱
基点第15号	36° 4.298' N 140° 22.524' E	茨城県かすみがうら市坂に設置した保護水面基点
基点第16号	36° 4.811' N 140° 23.237' E	茨城県かすみがうら市田伏に設置した保護水面基点
基点第17号	36° 5.158' N 140° 23.624' E	茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中23.00

基点第18号	36° 5.731' N 140° 22.627' E	茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 25.00
基点第19号	36° 6.188' N 140° 22.961' E	茨城県かすみがうら市柏崎地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 26.50
基点第20号	36° 6.705' N 140° 22.088' E	茨城県かすみがうら市安食と同市柏崎の境界に設置した禁止 区域基点
基点第21号	36° 6.912' N 140° 21.781' E	茨城県かすみがうら市安食地先に設置した禁止区域基点
基点第22号	36° 7.230' N 140° 21.035' E	茨城県かすみがうら市安食地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 30.00
基点第23号	36° 7.371' N 140° 20.415' E	茨城県かすみがうら市安食地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 31.00
基点第24号	36° 7.674' N 140° 19.998' E	茨城県かすみがうら市と石岡市との市界上の点
基点第119号	36° 3.944' N 140° 19.085' E	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 14.50から116度15分（真方位）157メートルの点に設置した標柱
基点第120号	36° 3.760' N 140° 19.493' E	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 15.50から298度15分（真方位）146.5メートルの点に設置した標 柱
ア	36° 3.919' N 140° 15.867' E	基点第8号から185度00分（真方位）350メートルの点
イ	36° 3.858' N 140° 16.468' E	基点第9号から204度00分（真方位）350メートルの点
ウ	36° 3.561' N 140° 16.801' E	基点第10号から204度00分（真方位）700メートルの点
エ	36° 3.276' N 140° 17.331' E	基点第11号から210度35分（真方位）784メートルの点
オ	36° 3.267' N 140° 17.768' E	基点第11号から159度30分（真方位）735メートルの点
カ	36° 3.845' N 140° 18.638' E	基点第12号から206度15分（真方位）433メートルの点
キ	36° 3.416' N 140° 19.892' E	基点第13号から181度20分（真方位）422メートルの点
ク	36° 3.557' N 140° 20.925' E	基点第14号から250度15分（真方位）998メートルの点
ケ	36° 3.525' N 140° 21.517' E	基点第14号から187度30分（真方位）394メートルの点
コ	36° 3.023' N 140° 21.947' E	基点第14号から155度30分（真方位）1,445メートルの点

サ	36° 3.217' N 140° 22.402' E	基点第14号から126度40分（真方位）1,597メートルの点
シ	36° 3.991' N 140° 22.796' E	基点第15号から144度00分（真方位）700メートルの点
ス	36° 4.636' N 140° 23.392' E	基点第16号から144度00分（真方位）400メートルの点
セ	36° 5.086' N 140° 23.854' E	基点第17号から110度40分（真方位）370メートルの点
ソ	36° 5.470' N 140° 23.873' E	基点第17号から32度35分（真方位）688メートルの点
タ	36° 5.848' N 140° 22.746' E	基点第18号から38度58分（真方位）280メートルの点
チ	36° 6.065' N 140° 23.162' E	基点第19号から126度30分（真方位）378メートルの点
ツ	36° 6.226' N 140° 23.173' E	基点第19号から77度20分（真方位）326メートルの点
テ	36° 6.344' N 140° 23.079' E	基点第19号から31度15分（真方位）338メートルの点
ト	36° 6.862' N 140° 22.271' E	基点第20号から43度00分（真方位）400メートルの点
ナ	36° 7.050' N 140° 21.941' E	基点第21号から43度00分（真方位）350メートルの点
ニ	36° 7.461' N 140° 21.022' E	基点第22号から357度05分（真方位）428メートルの点
ヌ	36° 7.552' N 140° 20.491' E	基点第23号から18度31分（真方位）355メートルの点
ネ	36° 7.740' N 140° 20.152' E	基点第24号から62度00分（真方位）260メートルの点
ノ	36° 3.801' N 140° 18.988' E	基点第119号から208度30分（真方位）300メートルの点
ハ	36° 3.618' N 140° 19.397' E	基点第120号から208度30分（真方位）300メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区

茨城県かすみがうら市

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図3



4 公示番号 霞北共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村地先

ウ 漁場の区域

次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と石岡市及び小美玉市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のサ、シ、ス、セ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域は除く（別図4のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第24号	36° 7.674' N 140° 19.998' E	茨城県かすみがうら市と石岡市との市界上の点
基点第25号	36° 8.056' N 140° 20.175' E	茨城県石岡市井関地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中32.75
基点第26号	36° 8.676' N 140° 19.240' E	茨城県石岡市石川地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中35.00
基点第27号	36° 8.905' N 140° 18.755' E	茨城県石岡市石川字石川地先に設置した標柱
基点第28号	36° 9.450' N 140° 19.289' E	茨城県小美玉市高崎字高崎地先に設置した標柱
基点第29号	36° 9.021' N 140° 20.029' E	茨城県小美玉市高崎地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左31.50
基点第30号	36° 8.861' N 140° 20.202' E	茨城県小美玉市下玉里字下滝地先に設置した標柱
基点第31号	36° 8.378' N 140° 20.551' E	茨城県小美玉市下玉里地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左30.00
基点第32号	36° 8.953' N 140° 21.418' E	園部川河口（茨城県小美玉市川中子地先）右岸に設置した標識
ア	36° 7.740' N 140° 20.152' E	基点第24号から62度00分（真方位）260メートルの点
イ	36° 8.192' N 140° 20.429' E	基点第25号から56度15分（真方位）457メートルの点

ウ	36° 8.940' N 140° 19.427' E	基点第26号から29度37分（真方位）564メートルの点
エ	36° 8.814' N 140° 19.252' E	基点第26号から3度48分（真方位）256メートルの点
オ	36° 9.013' N 140° 18.864' E	基点第27号から39度00分（真方位）258メートルの点
カ	36° 9.282' N 140° 19.120' E	基点第28号から219度00分（真方位）400メートルの点
キ	36° 8.789' N 140° 20.103' E	基点第30号から228度00分（真方位）200メートルの点
ク	36° 8.681' N 140° 19.953' E	基点第30号から228度00分（真方位）500メートルの点
ケ	36° 8.228' N 140° 20.512' E	基点第31号から191度35分（真方位）284メートルの点
コ	36° 7.990' N 140° 21.751' E	基点第32号から164度00分（真方位）1,850メートルの点
サ	36° 9.011' N 140° 20.036' E	基点第29号から148度28分（真方位）20メートルの点
シ	36° 9.002' N 140° 20.052' E	基点第29号から134度23分（真方位）48メートルの点
ス	36° 8.999' N 140° 20.048' E	基点第29号から144度17分（真方位）49メートルの点
セ	36° 9.010' N 140° 20.035' E	基点第29号から157度15分（真方位）21メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

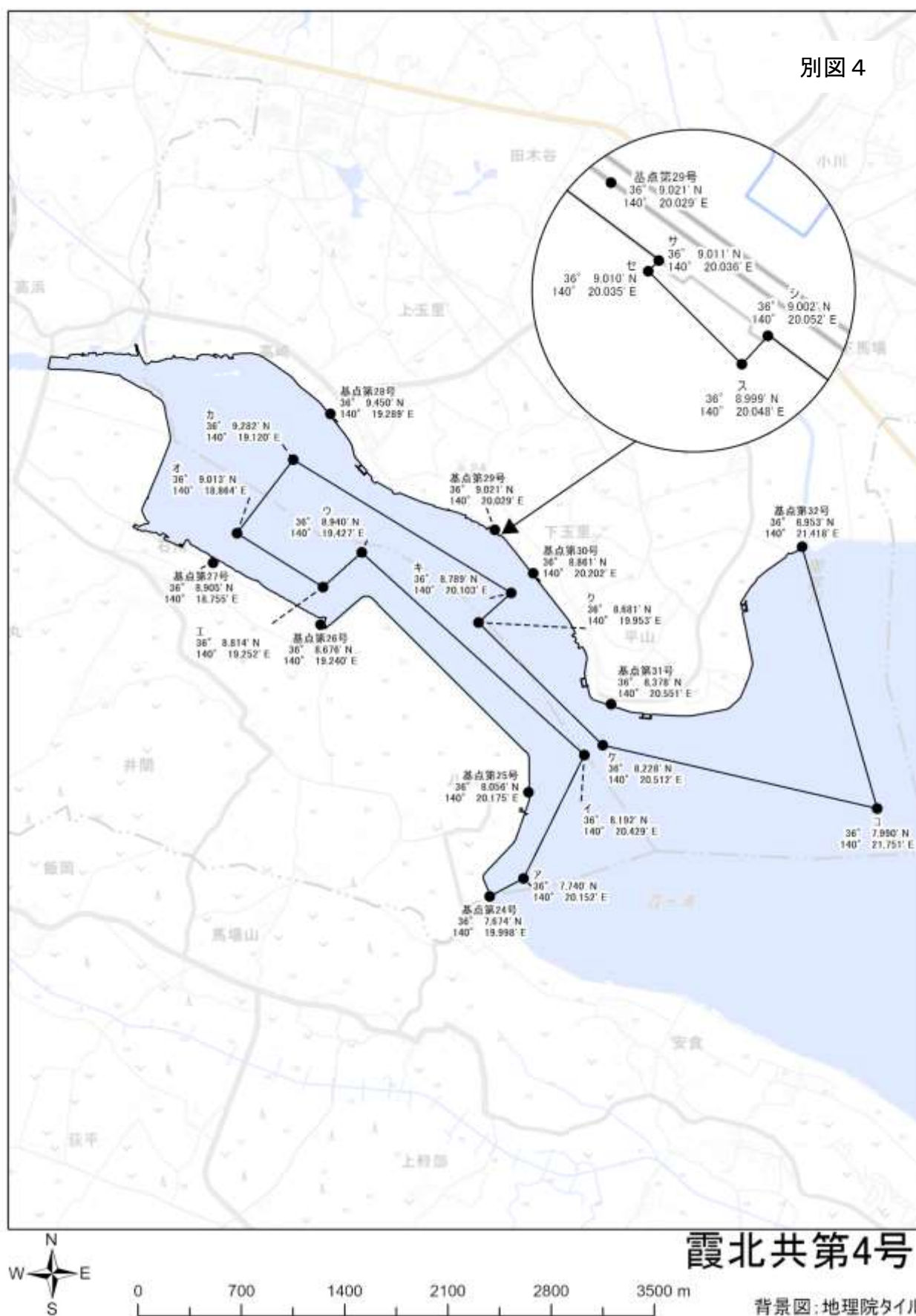
(5) 関係地区

茨城県石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 4



5 公示番号 霞北共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県小美玉市小川並びに行方市沖洲、羽生、八木蒔及び浜地先

ウ 漁場の区域

次の基点第32号、ア、イ、ウ及び基点第34号の各点を順次に結んだ線並びに基点第35号、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と小美玉市及び行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図5のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第32号	36° 8.953' N 140° 21.418' E	園部川河口（茨城県小美玉市川中子地先）右岸に設置した標識
基点第33号	36° 8.970' N 140° 21.923' E	茨城県行方市沖洲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左27.00
基点第34号	36° 8.204' N 140° 22.991' E	茨城県行方市羽生地先に設置した禁止区域基点
基点第35号	36° 7.943' N 140° 23.093' E	茨城県行方市八木蒔地先に設置した禁止区域基点
基点第36号	36° 7.431' N 140° 23.687' E	茨城県行方市八木蒔地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左23.00
基点第37号	36° 6.941' N 140° 23.952' E	茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左22.00
基点第38号	36° 6.316' N 140° 23.794' E	茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左20.75
ア	36° 8.771' N 140° 21.481' E	基点第32号から164度00分（真方位）350メートルの点
イ	36° 8.788' N 140° 21.988' E	基点第33号から163度30分（真方位）350メートルの点
ウ	36° 8.095' N 140° 22.801' E	基点第34号から234度30分（真方位）350メートルの点
エ	36° 7.803' N 140° 22.848' E	基点第35号から234度30分（真方位）450メートルの点

オ	36° 7.444' N 140° 23.393' E	基点第36号から272度55分（真方位）443メートルの点
カ	36° 6.759' N 140° 23.761' E	基点第37号から220度00分（真方位）442メートルの点
キ	36° 6.512' N 140° 23.615' E	基点第38号から323度00分（真方位）450メートルの点
ク	36° 6.283' N 140° 23.564' E	基点第38号から259度30分（真方位）350メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

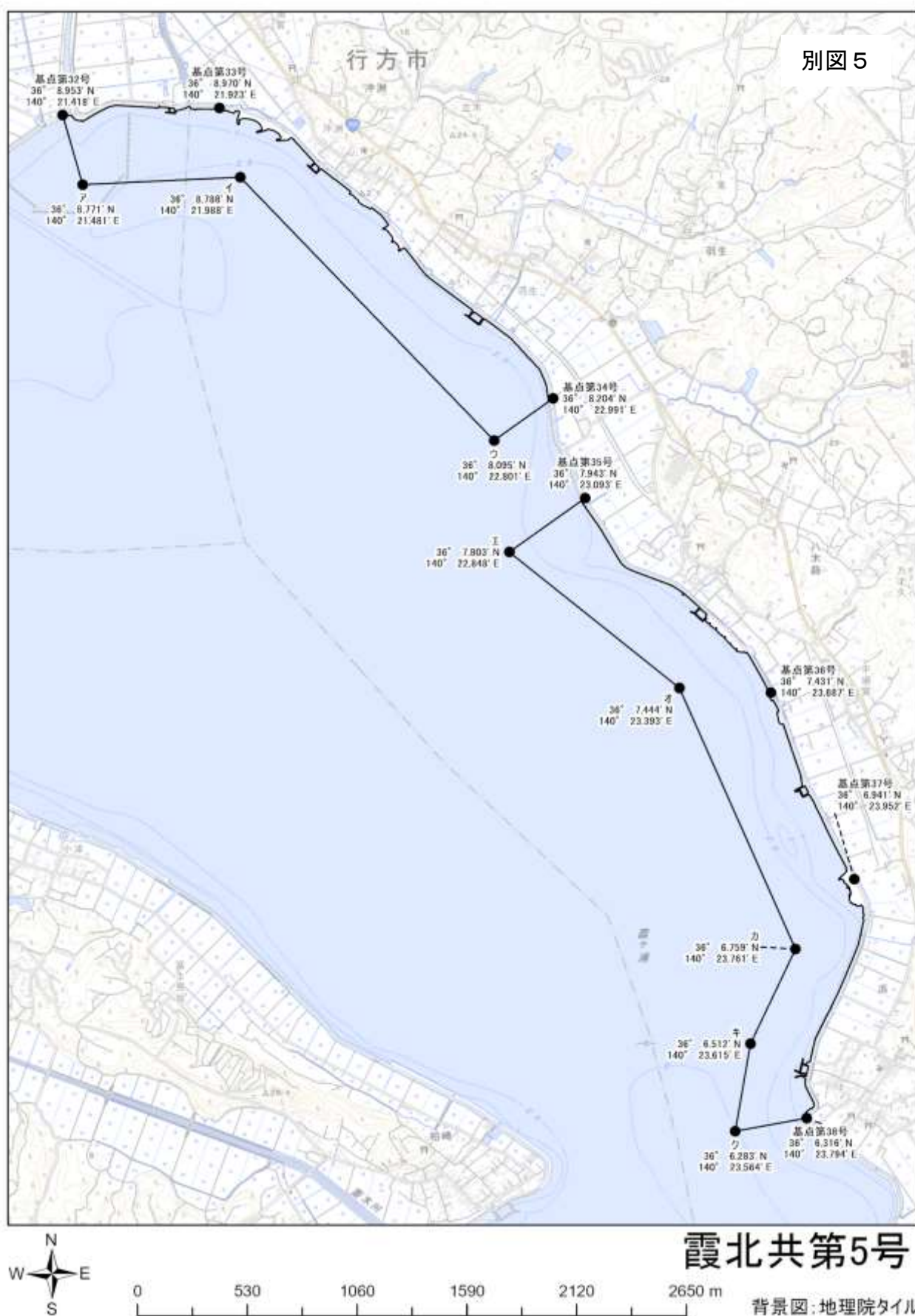
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区

茨城県小美玉市のうち旧東茨城郡小川町並びに行方市沖洲、羽生、八木蒔、浜、谷島、捻木、若海及び芹沢

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



6 公示番号 霞北共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市浜、玉造甲、手賀、西蓮寺、井上及び荒宿地先

ウ 漁場の区域

次の基点第38号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第42号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図6のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第38号	36° 6.316' N 140° 23.794' E	茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左20.75
基点第39号	36° 6.087' N 140° 24.093' E	茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左20.00
基点第40号	36° 5.326' N 140° 24.863' E	茨城県行方市玉造甲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左18.00
基点第41号	36° 4.429' N 140° 25.081' E	茨城県行方市手賀地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左16.25
基点第42号	36° 2.949' N 140° 26.321' E	茨城県行方市荒宿と同市五町田との境界に設置した標識
ア	36° 6.283' N 140° 23.564' E	基点第38号から259度30分（真方位）350メートルの点
イ	36° 6.077' N 140° 23.824' E	基点第39号から267度15分（真方位）405メートルの点
ウ	36° 5.555' N 140° 23.913' E	基点第39号から195度02分（真方位）1,020メートルの点
エ	36° 5.144' N 140° 24.786' E	基点第40号から198度40分（真方位）356メートルの点
オ	36° 4.806' N 140° 24.669' E	基点第41号から318度07分（真方位）932メートルの点
カ	36° 4.265' N 140° 24.761' E	基点第41号から237度22分（真方位）568メートルの点
キ	36° 4.063' N 140° 24.857' E	基点第41号から206度02分（真方位）756メートルの点

ク	36° 2.760' N 140° 26.039' E	基点第42号から230度00分（真方位）550メートルの点
---	--------------------------------	-------------------------------

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

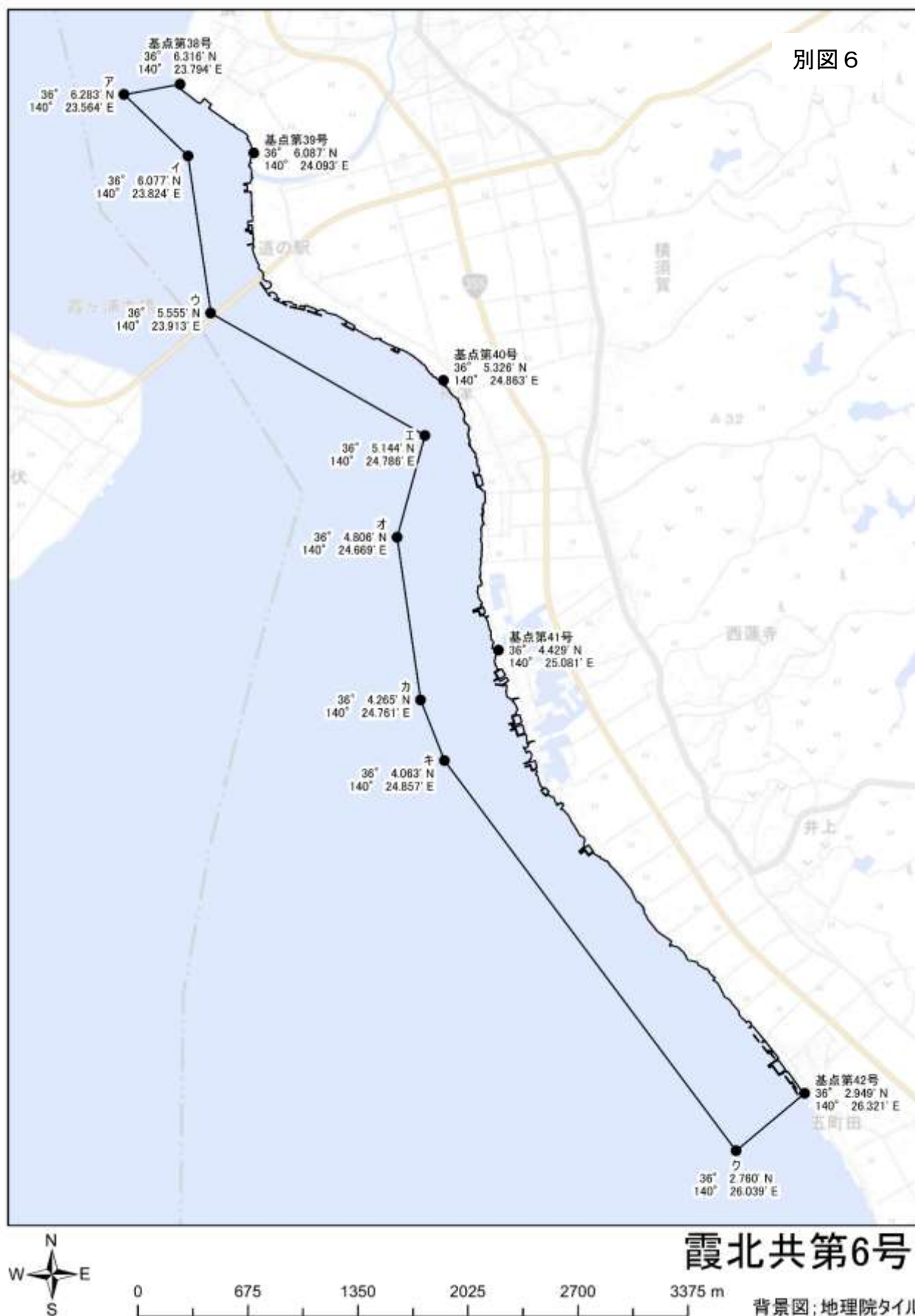
(5) 関係地区

茨城県行方市浜、玉造甲、玉造乙、手賀、西蓮寺、井上、荒宿、藤井及び井上藤井

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 6



7 公示番号 霞北共第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市五町田、船子、於下、行方、橋門、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山、牛堀及び上戸並びに稲敷市三島、大島、境島及び本新地先

ウ 漁場の区域

次の基点第42号、ア、イ、ウ、エ及び基点第45号の各点を順次に結んだ線、基点第46号、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及び基点第121号の各点を順次に結んだ線並びに基点第48号及びセを結んだ線と行方市、潮来市、稲敷市及び千葉県香取市の湖岸線とによって囲まれた区域のうち茨城県水面（別図7のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第42号	36° 2.949' N 140° 26.321' E	茨城県行方市荒宿と同市五町田との境界に設置した標識
基点第43号	36° 1.747' N 140° 27.115' E	茨城県行方市橋門地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右10.00
基点第44号	35° 59.975' N 140° 28.232' E	茨城県行方市島並と同市麻生との境界に設置した標柱
基点第45号	35° 59.568' N 140° 28.378' E	茨城県行方市麻生字新田地先に設置した禁止区域基点
基点第46号	35° 59.245' N 140° 28.481' E	茨城県行方市麻生字天王崎地先に設置した禁止区域基点
基点第47号	35° 58.458' N 140° 30.021' E	茨城県行方市と潮来市との市界に設置した標柱
基点第48号	35° 57.259' N 140° 31.192' E	茨城県潮来市上戸芝宿地先に設置した標柱
基点第49号	35° 57.477' N 140° 29.906' E	茨城県潮来市と稲敷市との市界上の点
基点第121号	35° 57.503' N 140° 28.650' E	茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右2.75から282度05分（真方位）121メートルの点に設置した標柱
ア	36° 2.708' N 140° 25.962' E	基点第42号から230度00分（真方位）700メートルの点

イ	36° 1.637' N 140° 26.810' E	基点第43号から245度40分（真方位）500メートルの点
ウ	36° 0.007' N 140° 27.822' E	基点第44号から275度00分（真方位）618メートルの点
エ	35° 59.441' N 140° 27.939' E	基点第45号から250度00分（真方位）700メートルの点
オ	35° 59.229' N 140° 28.129' E	基点第46号から266度30分（真方位）530メートルの点
カ	35° 58.919' N 140° 28.320' E	基点第46号から201度30分（真方位）650メートルの点
キ	35° 58.575' N 140° 29.530' E	基点第47号から286度00分（真方位）770メートルの点
ク	35° 58.340' N 140° 29.067' E	基点第47号から261度00分（真方位）1,450メートルの点
ケ	35° 58.019' N 140° 29.345' E	基点第47号から231度00分（真方位）1,300メートルの点
コ	35° 58.188' N 140° 29.605' E	基点第47号から231度00分（真方位）800メートルの点
サ	35° 57.733' N 140° 29.477' E	基点第49号から306度00分（真方位）800メートルの点
シ	35° 57.862' N 140° 29.263' E	基点第49号から306度00分（真方位）1,200メートルの点
ス	35° 57.898' N 140° 28.758' E	基点第121号から12度05分（真方位）747メートルの点
セ	35° 57.138' N 140° 31.104' E	基点第48号から210度00分（真方位）の線と対岸との交点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区

茨城県行方市五町田、今宿、於下、行方、小高、橋門、南、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市
永山、島須、牛堀及び上戸並びに稲敷市のうち旧稲敷郡東町

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 7



8 公示番号 霞北共第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷市本新、浮島及び西の洲地先

ウ 漁場の区域

次の基点第121号、ア、イ、基点第51号及び基点第50号の各点を順次に結んだ線、基点第52号、ウ、エ、オ、カ及び基点第55号の各点を順次に結んだ線並びに基点第56号、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と稲敷市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図8のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第121号	35° 57.503' N 140° 28.650' E	茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右2.75から282度05分（真方位）121メートルの点に設置した標柱
基点第50号	35° 57.480' N 140° 28.242' E	茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右3.50
基点第51号	35° 57.590' N 140° 28.081' E	茨城県稲敷市浮島字尾島妙岐地先に設置した禁止区域基点
基点第52号	35° 57.748' N 140° 27.857' E	基点第51号から310度00分（真方位）550メートルの点に設置した禁止区域基点
基点第53号	35° 57.844' N 140° 27.361' E	茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右9.00
基点第54号	35° 58.635' N 140° 26.796' E	茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右12.00
基点第55号	35° 58.976' N 140° 25.627' E	茨城県稲敷市浮島字才勝地先に設置した禁止区域基点
基点第56号	35° 59.110' N 140° 25.162' E	茨城県稲敷市浮島字西の洲と字才勝との字界に設置した禁止区域基点
基点第57号	35° 59.280' N 140° 23.969' E	茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右16.75
基点第58号	35° 59.158' N 140° 23.898' E	茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右17.00
ア	35° 57.898' N 140° 28.758' E	基点第121号から12度05分（真方位）747メートルの点

イ	35° 57.942' N 140° 28.389' E	基点第51号から35度00分（真方位）800メートルの点
ウ	35° 58.078' N 140° 28.146' E	基点第52号から35度00分（真方位）750メートルの点
エ	35° 58.219' N 140° 27.551' E	基点第53号から22度00分（真方位）750メートルの点
オ	35° 58.854' N 140° 27.476' E	基点第54号から68度00分（真方位）1,100メートルの点
カ	35° 59.382' N 140° 25.812' E	基点第55号から20度00分（真方位）800メートルの点
キ	35° 59.551' N 140° 25.364' E	基点第56号から20度00分（真方位）870メートルの点
ク	35° 59.843' N 140° 24.505' E	基点第57号から37度22分27秒（真方位）1,315.4メートルの点
ケ	35° 59.808' N 140° 23.873' E	基点第57号から351度16分21秒（真方位）987.3メートルの点
コ	35° 59.508' N 140° 23.441' E	基点第57号から297度39分27秒（真方位）899.2メートルの点
サ	35° 59.271' N 140° 23.524' E	基点第58号から290度00分（真方位）600メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区

茨城県稲敷市浮島

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図8



9 公示番号 霞北共第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷市三次、飯出、古渡及び信太古渡並びに同市のうち旧稲敷郡江戸崎町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と稲敷市及び稲敷郡美浦村の湖岸線とによって囲まれた区域（別図9のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第58号	35° 59.158' N 140° 23.898' E	茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右17.00
基点第59号	35° 59.004' N 140° 22.094' E	茨城県稲敷市飯出地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右20.00
基点第60号	35° 59.741' N 140° 21.543' E	茨城県稲敷郡美浦村余郷入地先に設置した標柱
ア	35° 59.271' N 140° 23.524' E	基点第58号から290度00分（真方位）600メートルの点
イ	35° 59.220' N 140° 22.096' E	基点第59号から0度00分（真方位）400メートルの点
ウ	35° 59.393' N 140° 21.602' E	基点第60号から171度50分（真方位）650メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区

茨城県稲敷市下馬渡、上馬渡、三次、飯出、岡飯出及び古渡並びに同市のうち旧稲敷郡江戸崎町

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 9



10 公示番号 霞北共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷郡美浦村地先

ウ 漁場の区域

次の基点第60号、ア、イ、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線、基点第63号、オ、カ、キ及び基点第64号の各点を順次に結んだ線並びに基点第65号、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第66号の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村の湖岸線とによって囲まれた区域（別図10のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第60号	35° 59.741' N 140° 21.543' E	茨城県稲敷郡美浦村余郷入地先に設置した標柱
基点第61号	36° 0.167' N 140° 22.586' E	茨城県稲敷郡美浦村大山地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右28.25
基点第62号	36° 1.138' N 140° 21.507' E	茨城県稲敷郡美浦村馬掛字一斗内地先に設置した保護水面基点
基点第63号	36° 1.289' N 140° 21.338' E	茨城県稲敷郡美浦村馬掛字内出地先に設置した保護水面基点
基点第64号	36° 1.817' N 140° 19.013' E	茨城県稲敷郡美浦村大須賀津字塚下地先に設置した禁止区域基点
基点第65号	36° 1.822' N 140° 18.613' E	茨城県稲敷郡美浦村大須賀津字小作地先に設置した禁止区域基点
基点第66号	36° 2.061' N 140° 16.183' E	茨城県稲敷郡美浦村と阿見町との町村界に設置した標識
ア	35° 59.393' N 140° 21.602' E	基点第60号から171度50分（真方位）650メートルの点
イ	36° 0.165' N 140° 23.118' E	基点第61号から90度00分（真方位）800メートルの点
ウ	36° 0.739' N 140° 23.030' E	基点第61号から32度00分（真方位）1,250メートルの点
エ	36° 1.442' N 140° 21.885' E	基点第62号から45度00分（真方位）800メートルの点

オ	36° 1.513' N 140° 21.616' E	基点第63号から45度00分（真方位）588メートルの点
カ	36° 2.121' N 140° 21.392' E	基点第63号から2度42分10秒（真方位）1,541メートルの点
キ	36° 2.050' N 140° 19.181' E	基点第64号から30度00分（真方位）500メートルの点
ク	36° 2.333' N 140° 19.083' E	基点第65号から36度30分（真方位）1,180メートルの点
ケ	36° 2.309' N 140° 18.616' E	基点第65号から0度00分（真方位）900メートルの点
コ	36° 1.900' N 140° 17.954' E	基点第65号から278度00分（真方位）1,000メートルの点
サ	36° 2.356' N 140° 16.819' E	基点第66号から60度00分（真方位）1,100メートルの点
シ	36° 2.383' N 140° 16.233' E	基点第66号から7度00分（真方位）600メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区

茨城県稲敷郡美浦村

(6) 存続期間

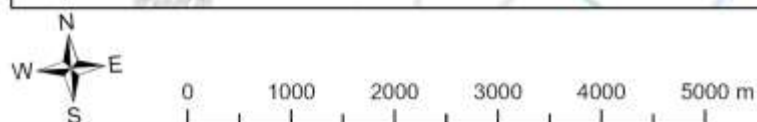
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 10



霞北共第10号

背景図: 地理院タイル



11 公示番号 霞北共第 11 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
第 2 種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷郡阿見町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 66 号、ア、イ、ウ及び基点第 1 号の各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 11 のとおり）。

	緯 度 経 度	位 置
基点第66号	36° 2.061' N 140° 16.183' E	茨城県稲敷郡美浦村と阿見町との町村界に設置した標識
基点第67号	36° 2.786' N 140° 13.652' E	水天宮（茨城県稲敷郡阿見町廻戸地先）の祠
基点第 1 号	36° 3.319' N 140° 13.354' E	茨城県土浦市と稲敷郡阿見町との市町界上の点
ア	36° 2.329' N 140° 16.225' E	基点第66号から 7 度00分（真方位）500メートルの点
イ	36° 2.870' N 140° 13.972' E	基点第67号から71度46分7秒（真方位）504.9メートルの点
ウ	36° 3.342' N 140° 13.653' E	基点第 1 号から84度30分（真方位）450メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

(4) 申請期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(5) 関係地区

茨城県稲敷郡阿見町

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 11



12 公示番号 霞北共第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県潮来市洲崎、下田、新宮、水原、釜谷及び大生地先

ウ 漁場の区域

次の基点第68号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第71号の各点を順次に結んだ線と潮来市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図12のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第68号	35° 57.448' N 140° 36.169' E	茨城県潮来市洲崎地先に設置した標識
基点第69号	35° 57.628' N 140° 35.541' E	茨城県潮来市下田地先の国土交通省北浦キロ杭右1.00
基点第70号	35° 58.812' N 140° 35.057' E	茨城県潮来市水原地先の国土交通省北浦キロ杭右4.00
基点第71号	36° 0.153' N 140° 33.500' E	茨城県潮来市大生地先に設置した禁止区域基点
ア	35° 57.600' N 140° 36.359' E	基点第68号から45度00分（真方位）400メートルの点
イ	35° 57.788' N 140° 36.061' E	基点第68号から345度00分（真方位）650メートルの点
ウ	35° 57.859' N 140° 35.526' E	基点第69号から356度30分（真方位）428メートルの点
エ	35° 58.579' N 140° 35.034' E	基点第70号から184度10分（真方位）432メートルの点
オ	35° 58.559' N 140° 35.464' E	基点第70号から126度55分（真方位）770メートルの点
カ	35° 58.903' N 140° 35.632' E	基点第70号から78度33分（真方位）880メートルの点
キ	36° 0.342' N 140° 33.737' E	基点第71号から45度00分（真方位）500メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

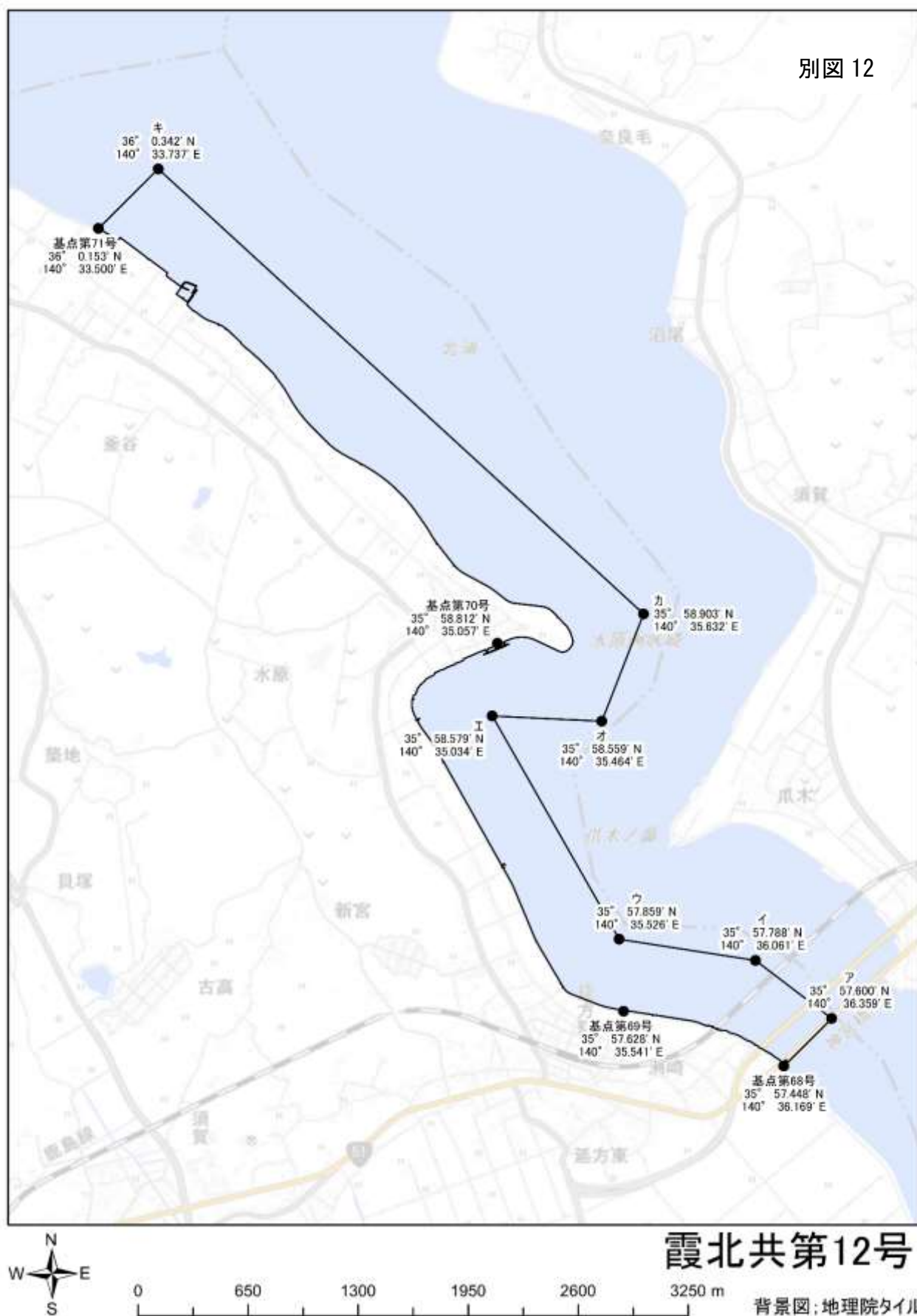
(5) 関係地区

茨城県潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 12



13 公示番号 霞北共第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市宇崎、白浜、蔵川、新宮及び天掛地先

ウ 漁場の区域

次の基点第73号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第80号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図13のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第73号	36° 0.709' N 140° 32.615' E	茨城県行方市宇崎地先に設置した禁止区域基点
基点第74号	36° 0.963' N 140° 33.107' E	茨城県行方市宇崎地先の国土交通省北浦キロ杭右13.00
基点第75号	36° 1.848' N 140° 33.458' E	茨城県行方市白浜地先の国土交通省北浦キロ杭右15.00
基点第76号	36° 1.977' N 140° 32.849' E	茨城県行方市白浜地先の国土交通省北浦キロ杭右16.00
基点第77号	36° 2.391' N 140° 32.768' E	茨城県行方市新宮地先の国土交通省北浦キロ杭右18.00
基点第78号	36° 2.517' N 140° 33.271' E	茨城県行方市新宮地先の国土交通省北浦キロ杭右19.00
基点第79号	36° 2.891' N 140° 33.111' E	茨城県行方市天掛地先の国土交通省北浦キロ杭右20.00
基点第80号	36° 3.041' N 140° 32.947' E	茨城県行方市天掛地先に設置した保護水面基点
ア	36° 0.546' N 140° 32.921' E	基点第73号から122度50分（真方位）550メートルの点
イ	36° 0.939' N 140° 33.397' E	基点第74号から95度20分（真方位）438メートルの点
ウ	36° 1.709' N 140° 33.819' E	基点第75号から115度00分（真方位）600メートルの点
エ	36° 1.909' N 140° 33.748' E	基点第75号から75度00分（真方位）450メートルの点

オ	36° 2.074' N 140° 33.331' E	基点第75号から335度00分（真方位）460メートルの点
カ	36° 2.049' N 140° 33.100' E	基点第76号から70度00分（真方位）400メートルの点
キ	36° 2.242' N 140° 32.675' E	基点第77号から206度30分（真方位）309メートルの点
ク	36° 2.244' N 140° 32.802' E	基点第77号から169度00分（真方位）278メートルの点
ケ	36° 2.112' N 140° 33.065' E	基点第77号から138度41分（真方位）683メートルの点
コ	36° 2.197' N 140° 33.285' E	基点第78号から177度32分（真方位）593メートルの点
サ	36° 2.832' N 140° 33.672' E	基点第79号から97度00分（真方位）850メートルの点
シ	36° 3.138' N 140° 33.107' E	基点第80号から52度45分（真方位）300メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

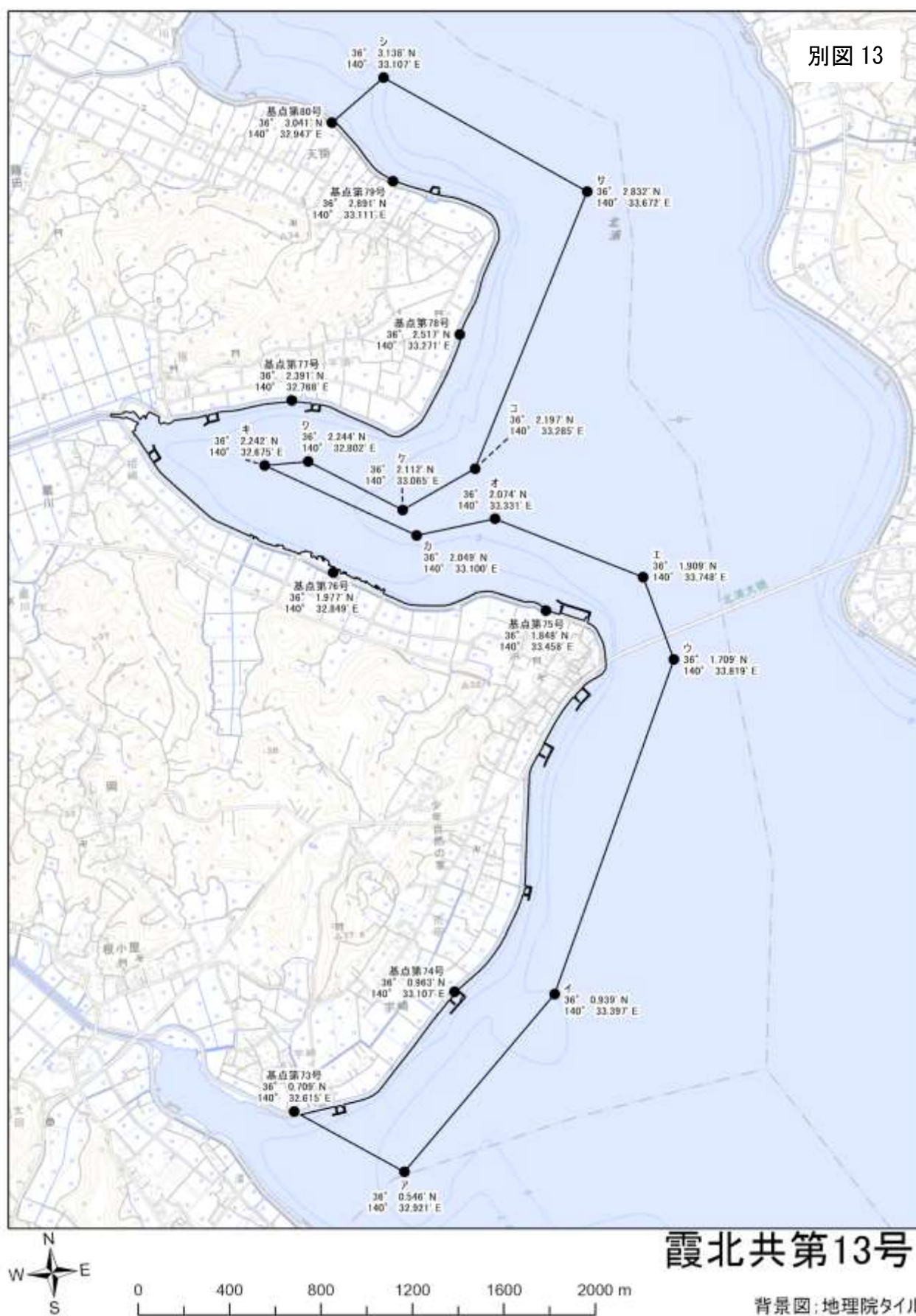
(5) 関係地区

茨城県行方市矢幡、宇崎、白浜、蔵川、新宮、天掛及び根小屋

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 13



14 公示番号 霞北共第 14 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
第 2 種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市のうち旧行方郡北浦町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 81 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及び基点第 88 号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 14 のとおり）。

	緯 度 経 度	位 置
基点第81号	36° 3.411' N 140° 32.812' E	茨城県行方市吉川地先に設置した保護水面基点
基点第82号	36° 4.409' N 140° 32.266' E	茨城県行方市山田地先の国土交通省北浦キロ杭右26.00
基点第83号	36° 4.927' N 140° 32.192' E	茨城県行方市山田地先の国土交通省北浦キロ杭右27.00
基点第84号	36° 5.343' N 140° 32.043' E	茨城県行方市山田地先の国土交通省北浦キロ杭右28.00
基点第85号	36° 5.990' N 140° 31.531' E	茨城県行方市三和地先の国土交通省北浦キロ杭右30.00
基点第86号	36° 6.281' N 140° 31.556' E	茨城県行方市三和地先の国土交通省北浦キロ杭右31.00
基点第87号	36° 6.720' N 140° 31.558' E	茨城県行方市三和地先の国土交通省北浦キロ杭右32.00
基点第88号	36° 7.309' N 140° 31.233' E	茨城県行方市と銚田市との市界上の点
ア	36° 3.366' N 140° 33.072' E	基点第81号から101度42分（真方位）400メートルの点
イ	36° 3.720' N 140° 33.136' E	基点第81号から40度00分（真方位）750メートルの点
ウ	36° 4.117' N 140° 32.119' E	基点第82号から201度50分（真方位）583メートルの点

エ	36° 4.329' N 140° 32.498' E	基点第82号から112度24分（真方位）379メートルの点
オ	36° 4.708' N 140° 32.306' E	基点第83号から156度39分（真方位）440メートルの点
カ	36° 4.959' N 140° 32.324' E	基点第83号から73度00分（真方位）206メートルの点
キ	36° 5.155' N 140° 32.419' E	基点第84号から121度15分（真方位）663メートルの点
ク	36° 5.267' N 140° 32.355' E	基点第84号から106度20分（真方位）490メートルの点
ケ	36° 5.525' N 140° 31.996' E	基点第84号から347度42分（真方位）343メートルの点
コ	36° 5.731' N 140° 31.459' E	基点第85号から192度14分（真方位）491メートルの点
サ	36° 5.996' N 140° 31.751' E	基点第85号から87度40分（真方位）331メートルの点
シ	36° 6.049' N 140° 32.019' E	基点第86号から121度15分（真方位）815メートルの点
ス	36° 6.234' N 140° 31.993' E	基点第86号から97度09分（真方位）661メートルの点
セ	36° 6.444' N 140° 31.542' E	基点第86号から355度30分（真方位）303メートルの点
ソ	36° 6.785' N 140° 31.821' E	基点第87号から72度52分（真方位）412メートルの点
タ	36° 6.917' N 140° 31.832' E	基点第87号から48度15分（真方位）549メートルの点
チ	36° 7.332' N 140° 31.364' E	基点第88号から77度44分（真方位）200メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

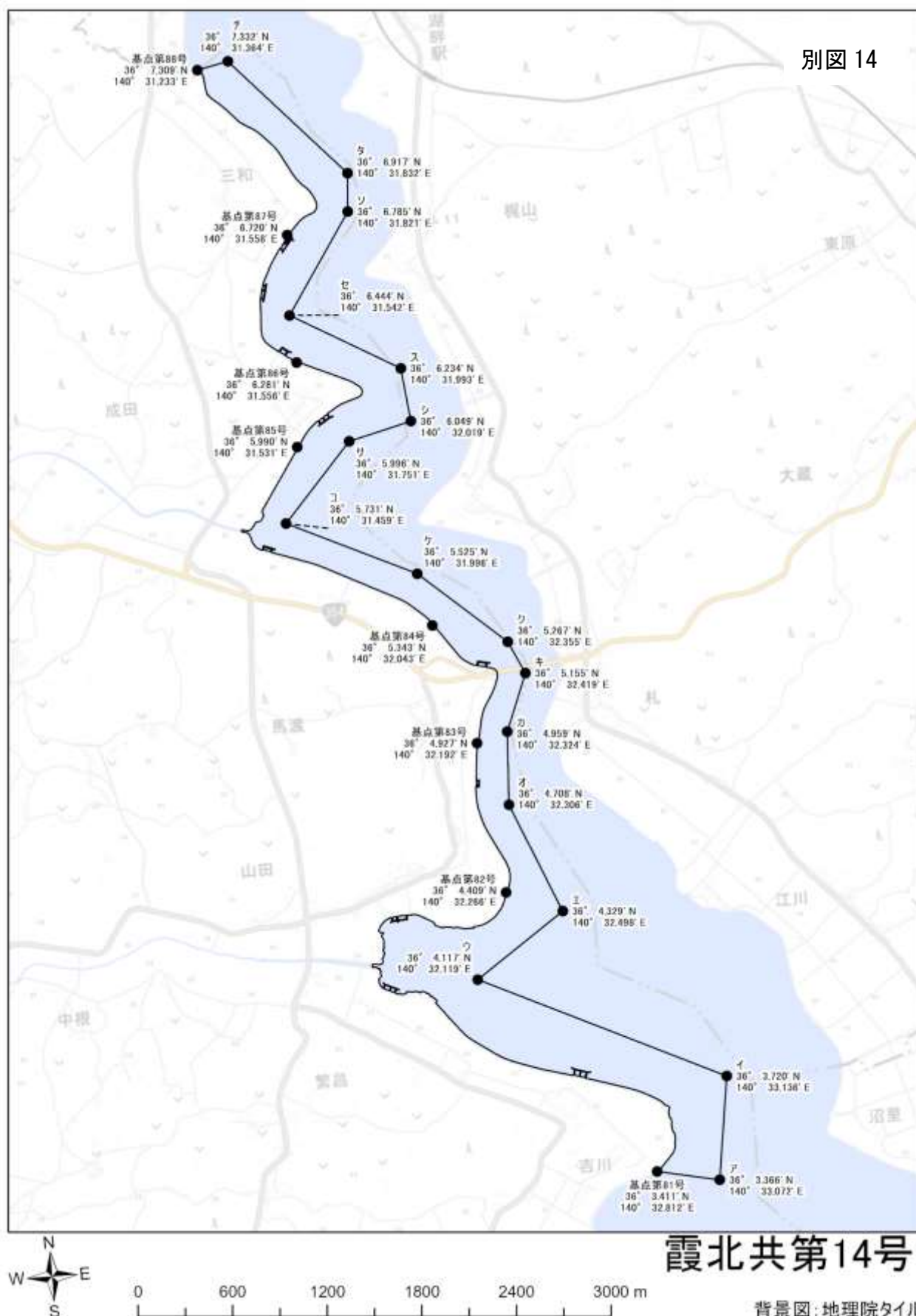
(5) 関係地区

茨城県行方市のうち旧行方郡北浦町

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 14



15 公示番号 霞北共第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村地先

ウ 漁場の区域

次の基点第88号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ及び基点第96号の各点を順次に結んだ線と銚田市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図15のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第88号	36° 7.309' N 140° 31.233' E	茨城県行方市と銚田市との市界上の点
基点第89号	36° 7.385' N 140° 31.876' E	茨城県銚田市二重作字八点地先に設置した標柱
基点第90号	36° 6.553' N 140° 31.893' E	茨城県銚田市梶山地先の国土交通省北浦キロ杭左23.00
基点第91号	36° 6.138' N 140° 32.228' E	茨城県銚田市梶山地先の国土交通省北浦キロ杭左22.00
基点第92号	36° 5.687' N 140° 32.050' E	茨城県銚田市阿玉地先の国土交通省北浦キロ杭左21.00
基点第93号	36° 5.420' N 140° 32.502' E	茨城県銚田市阿玉地先の国土交通省北浦キロ杭左20.00
基点第94号	36° 4.927' N 140° 32.510' E	茨城県銚田市札地先の国土交通省北浦キロ杭左19.00
基点第95号	36° 4.708' N 140° 32.683' E	茨城県銚田市札地先の国土交通省北浦キロ杭左18.50
基点第96号	36° 3.739' N 140° 33.650' E	境川河口（茨城県銚田市上幡木地先）上の点
ア	36° 7.363' N 140° 31.749' E	基点第89号から257度44分（真方位）194メートルの点
イ	36° 7.143' N 140° 31.668' E	基点第89号から214度25分（真方位）545メートルの点

ウ	36° 7.030' N 140° 31.719' E	基点第89号から199度23分（真方位）697メートルの点
エ	36° 6.941' N 140° 31.903' E	基点第 90 号から 0 度 45 分（真方位）718 メートルの点
オ	36° 6.752' N 140° 31.897' E	基点第90号から 0 度33分（真方位）368メートルの点
カ	36° 6.646' N 140° 31.723' E	基点第90号から303度21分（真方位）307メートルの点
キ	36° 6.483' N 140° 31.721' E	基点第90号から243度00分（真方位）289メートルの点
ク	36° 6.428' N 140° 31.894' E	基点第90号から179度15分（真方位）232メートルの点
ケ	36° 5.998' N 140° 32.140' E	基点第91号から206度35分（真方位）290メートルの点
コ	36° 5.742' N 140° 31.854' E	基点第 92 号から 288 度 27 分（真方位）312 メートルの点
サ	36° 5.612' N 140° 31.918' E	基点第92号から234度37分（真方位）243メートルの点
シ	36° 5.505' N 140° 32.301' E	基点第93号から296度51分（真方位）340メートルの点
ス	36° 5.158' N 140° 32.450' E	基点第93号から188度41分（真方位）492メートルの点
セ	36° 4.965' N 140° 32.355' E	基点第94号から286度18分（真方位）243メートルの点
ソ	36° 4.716' N 140° 32.448' E	基点第95号から272度06分（真方位）354メートルの点
タ	36° 4.581' N 140° 32.626' E	基点第95号から199度39分（真方位）249メートルの点
チ	36° 4.298' N 140° 32.787' E	基点第95号から167度55分（真方位）774メートルの点
ツ	36° 3.975' N 140° 33.248' E	基点第96号から305度30分（真方位）745メートルの点
テ	36° 3.690' N 140° 33.430' E	基点第96号から254度21分（真方位）342メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

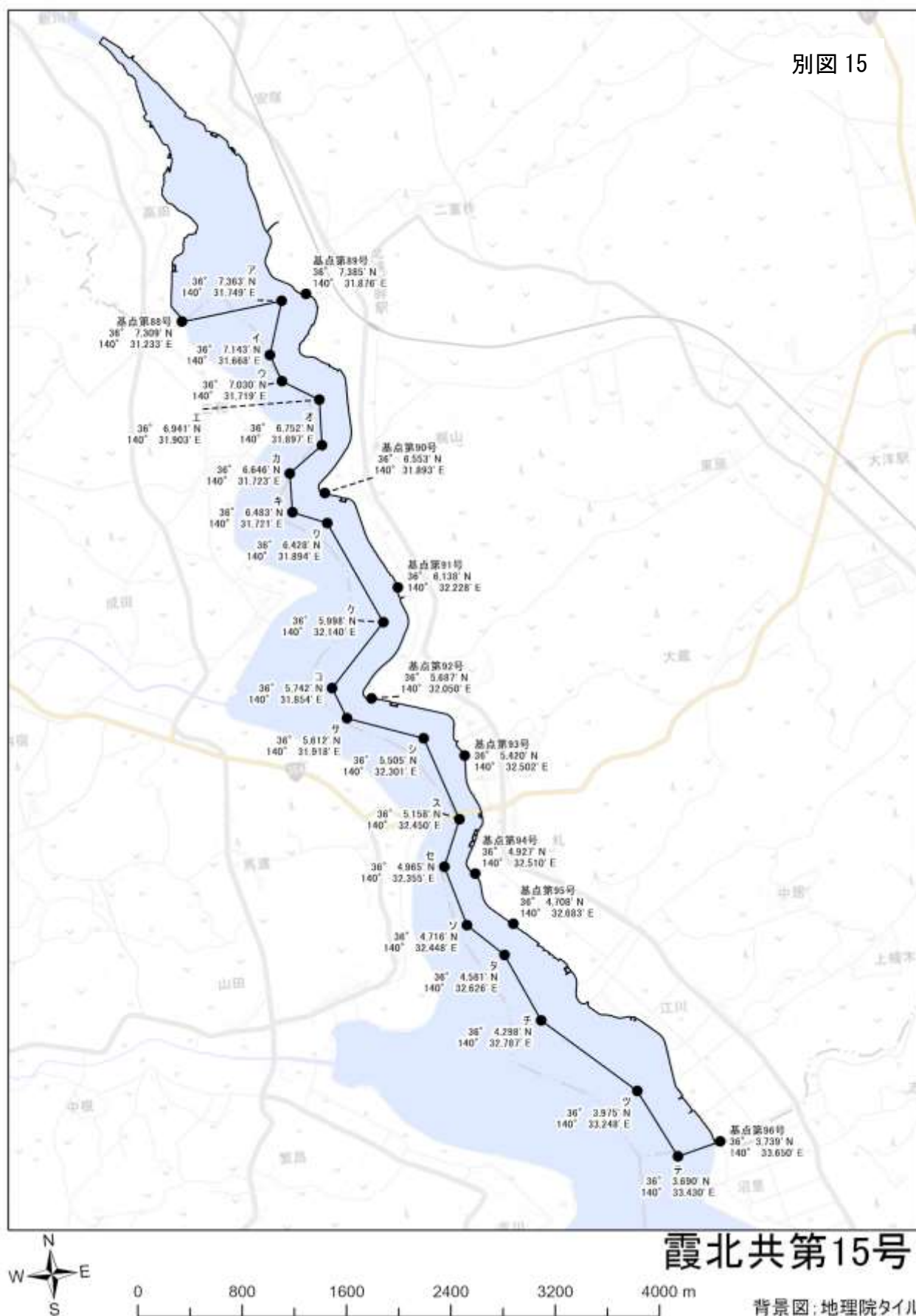
(5) 関係地区

茨城県銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 15



16 公示番号 霞北共第 16 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中及び大字奈良毛地先

ウ 漁場の区域

次の基点第96号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第101号の各点を順次に結んだ線並びに基点第102号、コ、サ、シ、ス及び基点第104号の各点を順次に結んだ線と鹿嶋市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図16のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第96号	36° 3.739' N 140° 33.650' E	境川河口（茨城県銚田市上幡木地先）上の点
基点第97号	36° 2.994' N 140° 34.278' E	茨城県鹿嶋市大字武井地先の国土交通省北浦キロ杭左 14.00
基点第98号	36° 2.504' N 140° 34.288' E	茨城県鹿嶋市大字武井地先の国土交通省北浦キロ杭左13.00
基点第99号	36° 2.087' N 140° 34.522' E	茨城県鹿嶋市大字武井地先の国土交通省北浦キロ杭左12.00
基点第100号	36° 1.654' N 140° 34.518' E	茨城県鹿嶋市大字津賀地先の国土交通省北浦キロ杭左11.00
基点第101号	36° 1.628' N 140° 34.582' E	茨城県鹿嶋市大字津賀地先に設置した保護水面基点
基点第102号	36° 1.056' N 140° 34.788' E	茨城県鹿嶋市大字中地先に設置した保護水面基点
基点第103号	36° 0.719' N 140° 34.849' E	茨城県鹿嶋市大字中地先の国土交通省北浦キロ杭左8.00
基点第104号	36° 0.247' N 140° 35.787' E	茨城県鹿嶋市の旧大野村と旧鹿島町との旧町村界に設置した標識
ア	36° 3.690' N 140° 33.430' E	基点第96号から254度21分（真方位）342メートルの点
イ	36° 3.368' N 140° 33.358' E	基点第96号から212度08分（真方位）814メートルの点

ウ	36° 3.083' N 140° 34.006' E	基点第97号から291度30分（真方位）440メートルの点
エ	36° 2.518' N 140° 33.968' E	基点第 98 号から 272 度 33 分（真方位）480 メートルの点
オ	36° 2.238' N 140° 34.363' E	基点第98号から166度38分（真方位）505メートルの点
カ	36° 1.850' N 140° 34.120' E	基点第99号から233度35分（真方位）747メートルの点
キ	36° 1.657' N 140° 34.152' E	基点第100号から270度00分（真方位）550メートルの点
ク	36° 1.468' N 140° 34.487' E	基点第101号から205度14分15秒（真方位）329メートルの点
ケ	36° 1.607' N 140° 34.589' E	基点第101号から163度44分08秒（真方位）40メートルの点
コ	36° 1.118' N 140° 34.766' E	基点第 102 号から 343 度 41 分 44 秒（真方位）120 メートルの点
サ	36° 1.280' N 140° 34.500' E	基点第102号から313度18分41秒（真方位）600メートルの点
シ	36° 0.444' N 140° 34.580' E	基点第103号から218度00分（真方位）650メートルの点
ス	36° 0.146' N 140° 35.515' E	基点第104号から245度00分（真方位）450メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区

茨城県鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中、大字奈良毛及び大字和

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 16



17 公示番号 霞北共第 17 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
第 2 種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田及び大字鰐川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 104 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第 106 号の各点を順次に結んだ線並びに基点第 107 号、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及び基点第 111 号の各点を順次に結んだ線と鹿嶋市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 17 のとおり）。

	緯 度 経 度	位 置
基点第104号	36° 0.247' N 140° 35.787' E	茨城県鹿嶋市の旧大野村と旧鹿島町との旧町村界に設置した標識
基点第105号	35° 59.200' N 140° 36.150' E	茨城県鹿嶋市大字須賀地先の国土交通省北浦キロ杭左 4.00
基点第106号	35° 58.161' N 140° 35.748' E	茨城県鹿嶋市大字爪木地先に設置した禁止区域基点
基点第107号	35° 57.936' N 140° 36.553' E	茨城県鹿嶋市大字大船津地先に設置した禁止区域基点
基点第108号	35° 57.645' N 140° 36.808' E	茨城県鹿嶋市大字大船津地先の国土交通省鰐川キロ杭左4.75
基点第109号	35° 57.166' N 140° 36.857' E	茨城県鹿嶋市大字根三田地先の国土交通省鰐川キロ杭左4.00
基点第110号	35° 56.602' N 140° 37.530' E	茨城県鹿嶋市大字根三田地先の国土交通省鰐川キロ杭左2.50
基点第111号	35° 56.078' N 140° 37.327' E	茨城県鹿嶋市と神栖市との市界上の点
ア	36° 0.157' N 140° 35.545' E	基点第104号から245度00分（真方位）400メートルの点
イ	35° 59.818' N 140° 35.465' E	基点第104号から211度00分（真方位）930メートルの点
ウ	35° 59.124' N 140° 35.762' E	基点第105号から256度00分（真方位）600メートルの点

エ	35° 59.009' N 140° 35.974' E	基点第105号から216度30分（真方位）440メートルの点
オ	35° 58.244' N 140° 35.403' E	基点第 106 号から 286 度 00 分（真方位）540 メートルの点
カ	35° 57.997' N 140° 35.575' E	基点第106号から220度00分（真方位）400メートルの点
キ	35° 57.975' N 140° 36.292' E	基点第107号から280度00分（真方位）400メートルの点
ク	35° 57.576' N 140° 36.395' E	基点第108号から258度05分（真方位）634メートルの点
ケ	35° 57.579' N 140° 36.684' E	基点第108号から236度35分（真方位）223メートルの点
コ	35° 57.016' N 140° 36.721' E	基点第109号から216度06分（真方位）345メートルの点
サ	35° 56.820' N 140° 36.873' E	基点第 109 号から 177 度 23 分（真方位）640 メートルの点
シ	35° 56.570' N 140° 37.379' E	基点第110号から255度09分（真方位）234メートルの点
ス	35° 56.393' N 140° 37.468' E	基点第111号から19度30分（真方位）620メートルの点
セ	35° 56.192' N 140° 37.237' E	基点第111号から326度38分（真方位）250メートルの点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

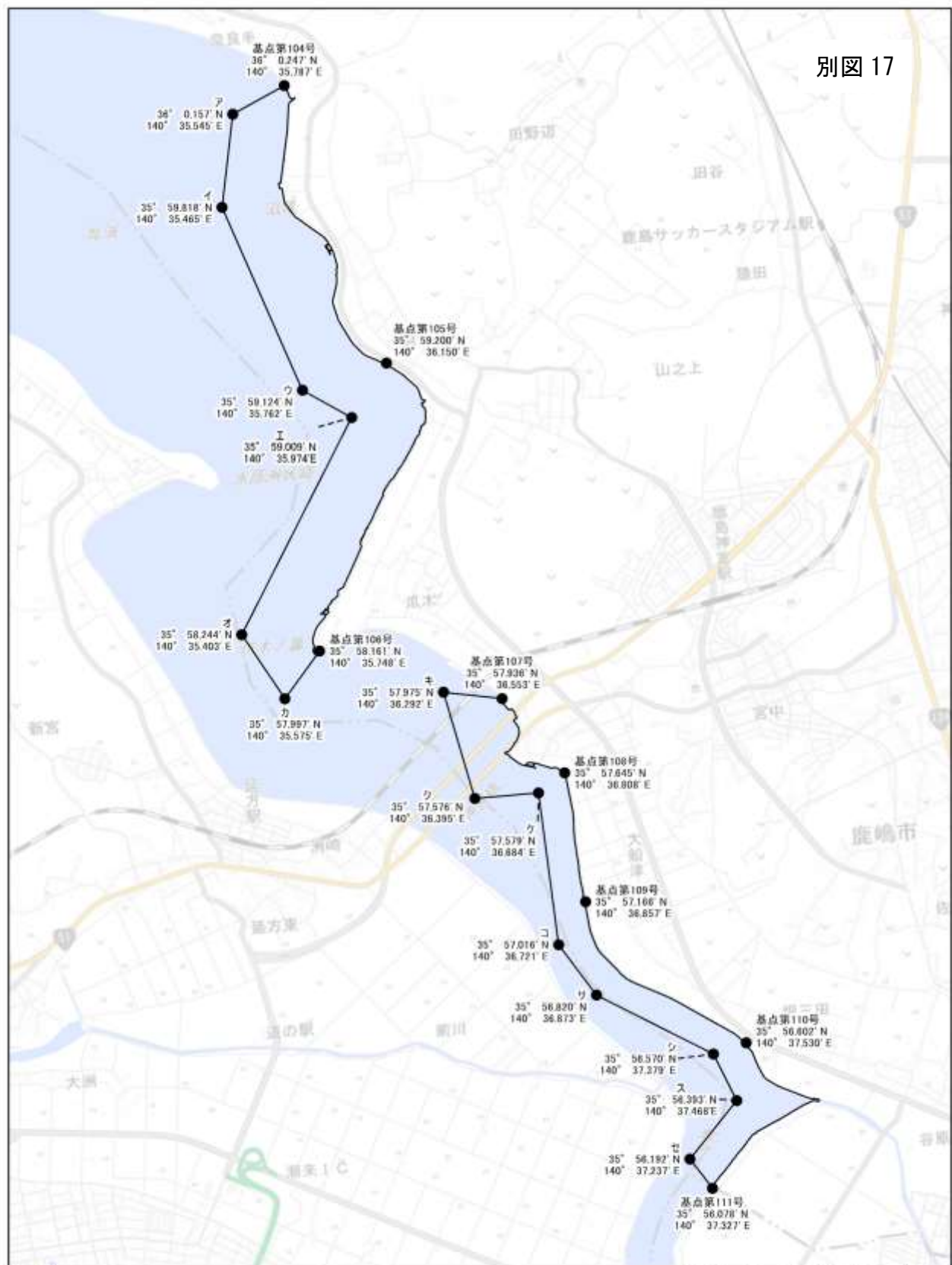
(5) 関係地区

茨城県鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田、大字谷原、大字神向寺及び大字宮津台

(6) 存続期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

別図 17



霞北共第17号



0 700 1400 2100 2800 3500 m

背景図: 地理院タイル

18 公示番号 霞北共第 18 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
第 2 種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県潮来市徳島、福島、日の出及び潮来並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 114 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第 113 号の各点を順次に結んだ線、基点第 111 号及びシを結んだ線並びに基点第 116 号及びサを結んだ線と潮来市、神栖市及び千葉県香取市の湖岸線とによって囲まれた区域のうち茨城県水面（別図 18 のとおり）。

	緯 度 経 度	位 置
基点第111号	35° 56.078' N 140° 37.327' E	茨城県鹿嶋市と神栖市の市界上の点
基点第112号	35° 54.434' N 140° 36.723' E	茨城県神栖市賀地先の国土交通省常陸利根川（外浪逆浦）キロ杭左 1.00
基点第113号	35° 54.063' N 140° 36.600' E	水神祠鳥居（茨城県神栖市賀字一本松地先）の左脚
基点第114号	35° 54.190' N 140° 35.932' E	茨城県潮来市、神栖市及び千葉県香取市の市界上の点
基点第115号	35° 55.135' N 140° 35.139' E	茨城県潮来市潮来地先の国土交通省常陸利根川（外浪逆浦）キロ杭右0.00
基点第116号	35° 55.407' N 140° 34.570' E	茨城県潮来市潮来字十番地先の揚排水機場樋管
基点第117号	35° 55.873' N 140° 35.392' E	茨城県潮来市日の出地先の国土交通省常陸利根川（外浪逆浦）キロ杭右5.25
基点第118号	35° 55.438' N 140° 36.581' E	茨城県潮来市徳島地先に設置した標識
ア	35° 54.136' N 140° 36.119' E	基点第114号から109度03分50秒（真方位）298.3メートルの点
イ	35° 54.339' N 140° 36.124' E	基点第114号から46度00分（真方位）400メートルの点
ウ	35° 54.407' N 140° 35.783' E	基点第 114 号から 330 度 30 分（真方位）460 メートルの点

エ	35° 54.565' N 140° 35.867' E	基点第114号から351度30分（真方位）700メートルの点
オ	35° 55.122' N 140° 35.456' E	基点第 115 号から 92 度 22 分（真方位）477 メートルの点
カ	35° 55.591' N 140° 35.612' E	基点第117号から147度09分（真方位）619メートルの点
キ	35° 55.219' N 140° 36.432' E	基点第118号から208度30分（真方位）464メートルの点
ク	35° 54.563' N 140° 36.553' E	基点第112号から312度30分（真方位）350メートルの点
ケ	35° 54.365' N 140° 36.354' E	基点第112号から256度30分（真方位）570メートルの点
コ	35° 54.091' N 140° 36.420' E	基点第113号から280度03分55秒（真方位）275メートルの点
サ	35° 55.303' N 140° 34.384' E	基点第 116 号から 235 度 00 分（真方位）の線と対岸との交点
シ	35° 56.245' N 140° 37.195' E	基点第111号から326度38分（真方位）の線と対岸との交点

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

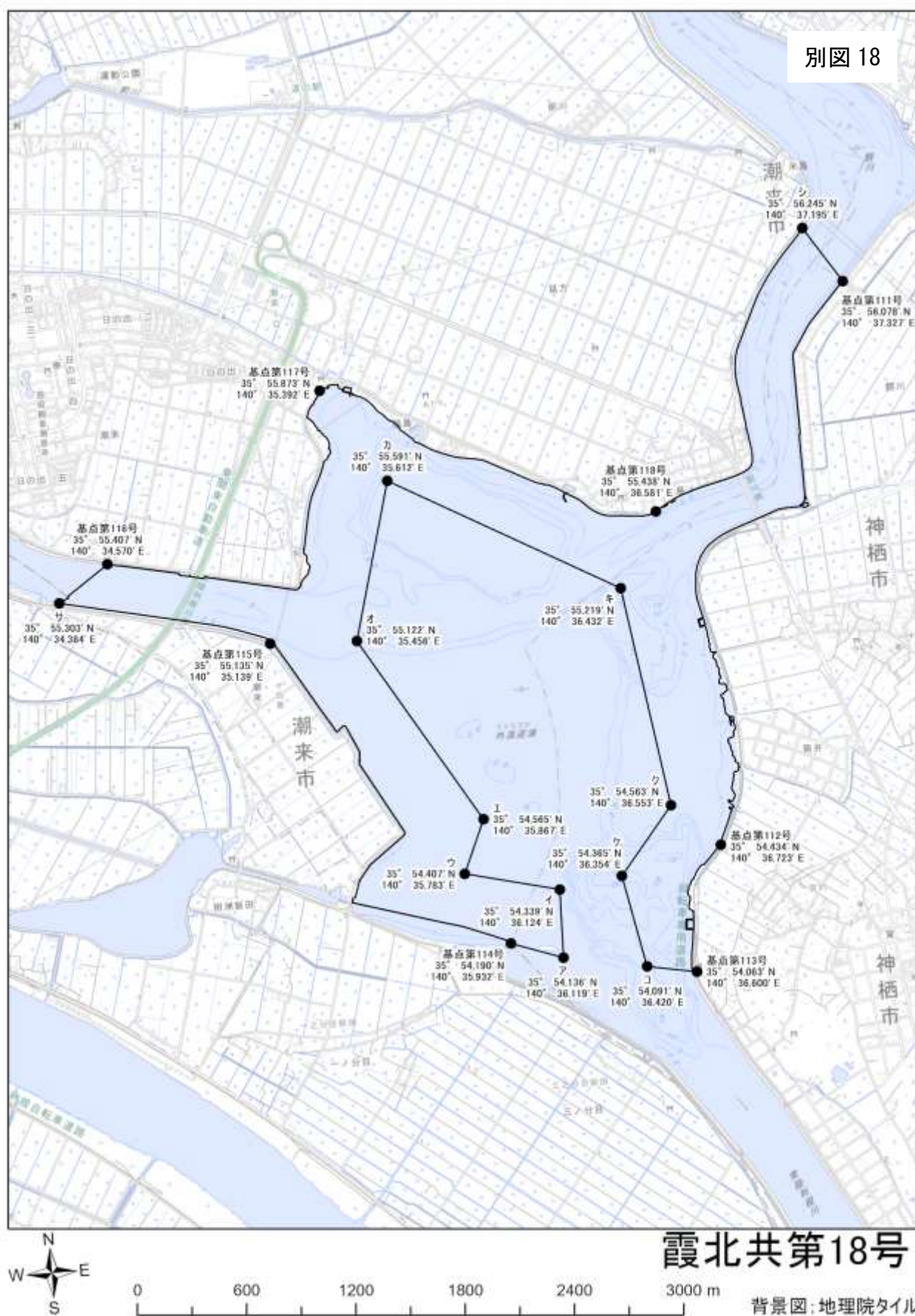
(5) 関係地区

茨城県潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 18



19 公示番号 霞北区第111号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷市浮島地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図19のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第111号	35° 57.382' N 140° 27.355' E	茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右8.00
ア	35° 57.393' N 140° 27.472' E	基点区第111号から82度45分（真方位）178メートルの点
イ	35° 57.403' N 140° 27.497' E	基点区第111号から79度30分（真方位）217メートルの点
ウ	35° 57.370' N 140° 27.605' E	基点区第111号から93度00分（真方位）377メートルの点
エ	35° 57.299' N 140° 27.566' E	基点区第111号から115度30分（真方位）353メートルの点
オ	35° 57.329' N 140° 27.490' E	基点区第111号から115度30分（真方位）226メートルの点
カ	35° 57.290' N 140° 27.433' E	基点区第111号から145度00分（真方位）206メートルの点
キ	35° 57.363' N 140° 27.403' E	基点区第111号から115度30分（真方位）80メートルの点
ク	35° 57.377' N 140° 27.412' E	基点区第111号から95度30分（真方位）86メートルの点
ケ	35° 57.355' N 140° 27.468' E	基点区第111号から106度00分（真方位）177メートルの点

(2) 制限又は条件

施設の設置面積は33,900平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

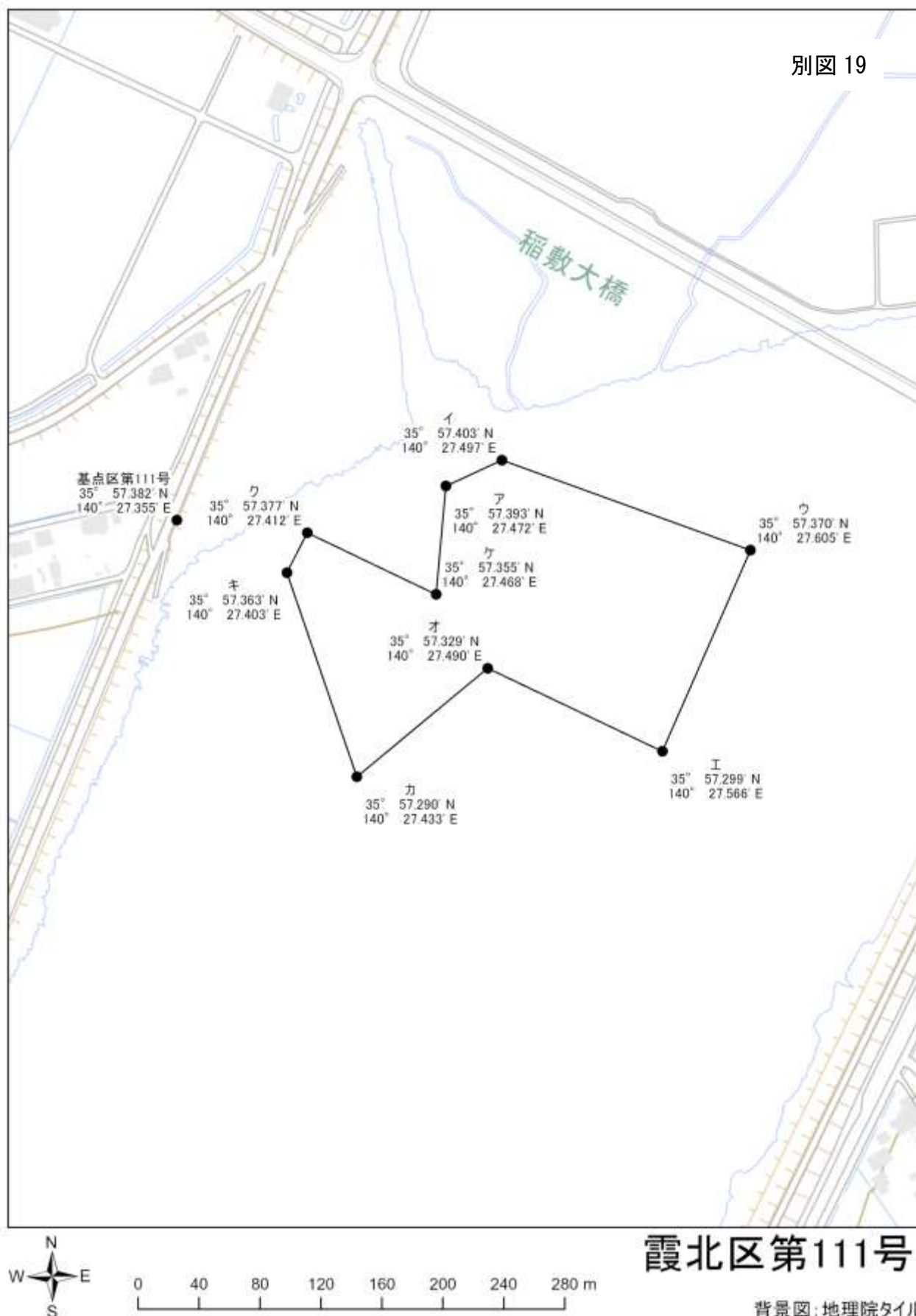
(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(6) 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

別図 19



20 公示番号 霞北区第 112 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
第 1 種区画漁業	真珠養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷市浮島地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図 20 のとおり）。

	緯 度 経 度	位 置
基点区 第112号	35° 57.256' N 140° 27.290' E	茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右 7.75
ア	35° 57.338' N 140° 27.367' E	基点区第 112 号から 37 度 30 分（真方位）190 メートルの点
イ	35° 57.279' N 140° 27.426' E	基点区第112号から78度00分（真方位）210メートルの点
ウ	35° 57.242' N 140° 27.405' E	基点区第112号から98度30分（真方位）175メートルの点
エ	35° 57.256' N 140° 27.363' E	基点区第 112 号から 90 度 30 分（真方位）110 メートルの点
オ	35° 57.086' N 140° 27.270' E	基点区第 112 号から 185 度 00 分（真方位）317 メートルの点
カ	35° 57.090' N 140° 27.245' E	基点区第112号から192度00分（真方位）316メートルの点
キ	35° 57.225' N 140° 27.298' E	基点区第112号から167度00分（真方位）60メートルの点

(2) 制限又は条件

施設の設置面積は 33,000 平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

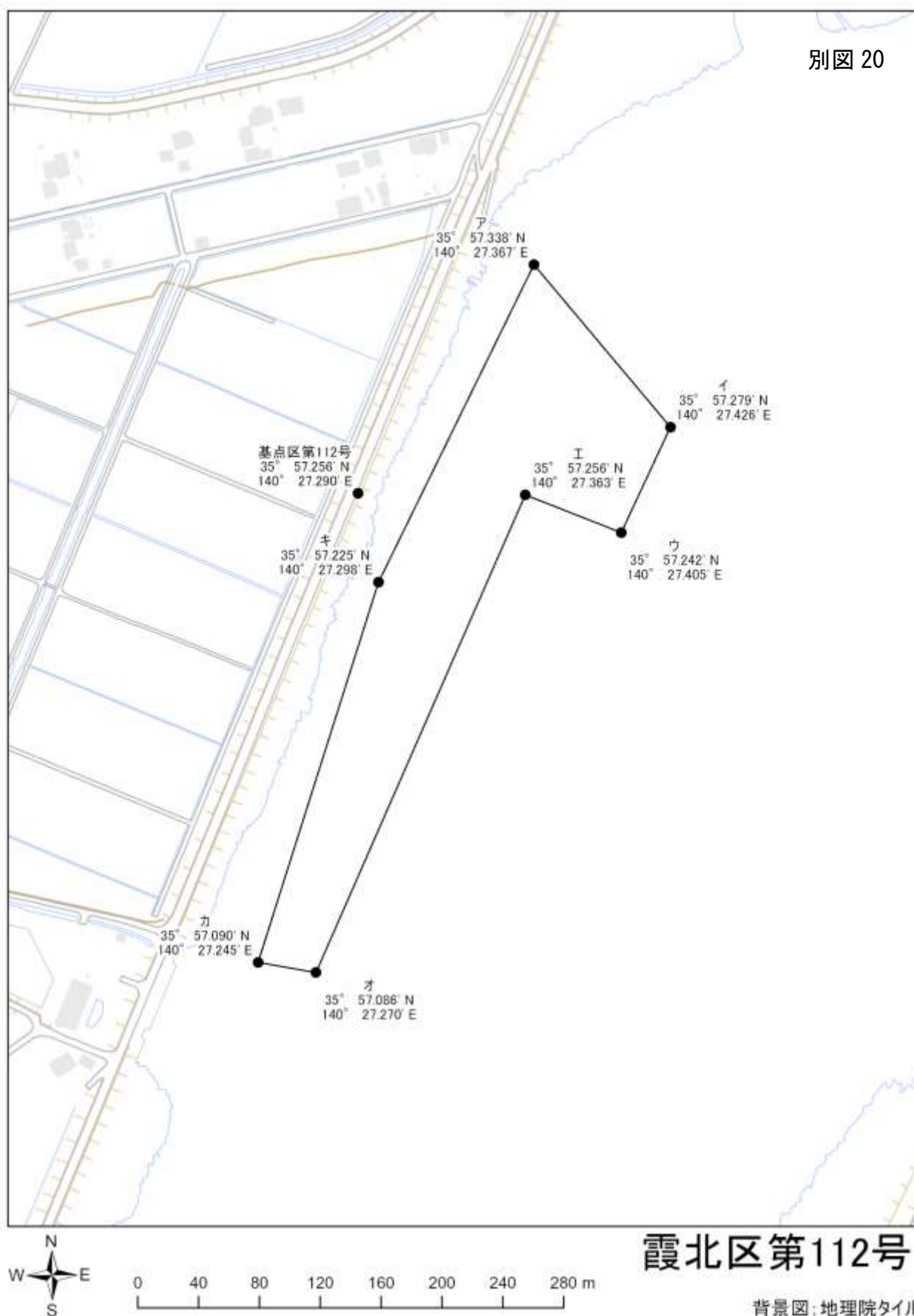
(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(6) 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

別図 20



21 公示番号 霞北区第121号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷市上須田地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(別図21のとおり)。

	緯度経度	位置
基点区 第121号	35° 56.883' N 140° 27.096' E	茨城県稲敷市上須田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右7.00
ア	35° 56.908' N 140° 27.220' E	基点区第121号から75度34分(真方位)192メートルの点
イ	35° 56.884' N 140° 27.318' E	基点区第121号から89度9分45秒(真方位)334メートルの点
ウ	35° 56.802' N 140° 27.236' E	基点区第121号から124度55分10秒(真方位)258メートルの点
エ	35° 56.812' N 140° 27.195' E	基点区第121号から130度44分14秒(真方位)197メートルの点

(2) 制限又は条件

施設の設置面積は20,137平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

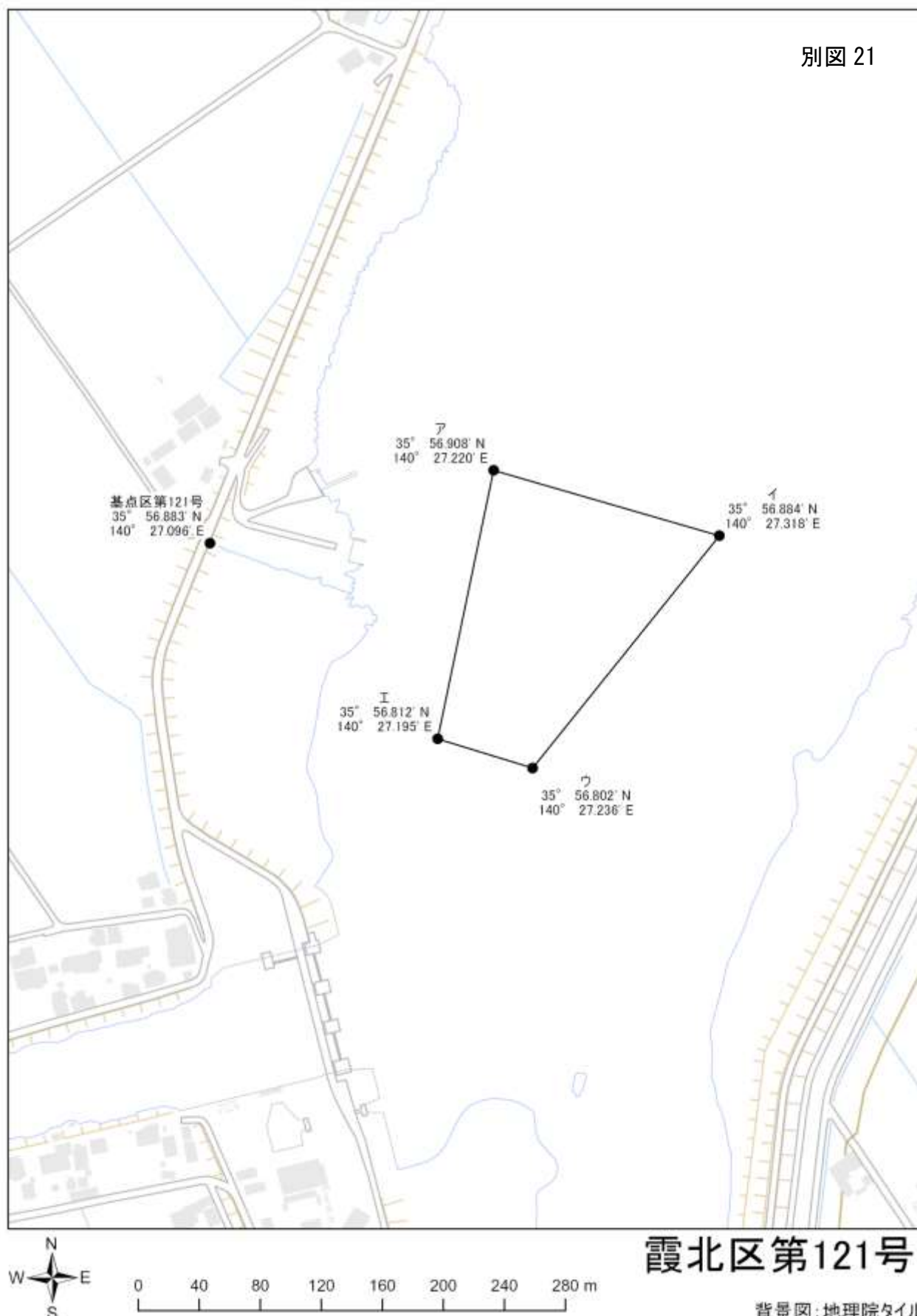
(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(6) 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

別図 21



22 公示番号 霞北区第122号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県小美玉市小川地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(別図22のとおり)。

	緯度経度	位置
基点区 第122号	36° 8.967' N 140° 21.455' E	茨城県小美玉市小川地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左 27.75
ア	36° 8.894' N 140° 21.480' E	基点区第122号から164度00分(真方位)140メートルの点
イ	36° 8.895' N 140° 21.576' E	基点区第122号から126度00分(真方位)225メートルの点
ウ	36° 8.815' N 140° 21.577' E	基点区第122号から146度30分(真方位)335メートルの点
エ	36° 8.814' N 140° 21.482' E	基点区第122号から171度30分(真方位)285メートルの点

(2) 制限又は条件

施設の設置面積は20,000平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

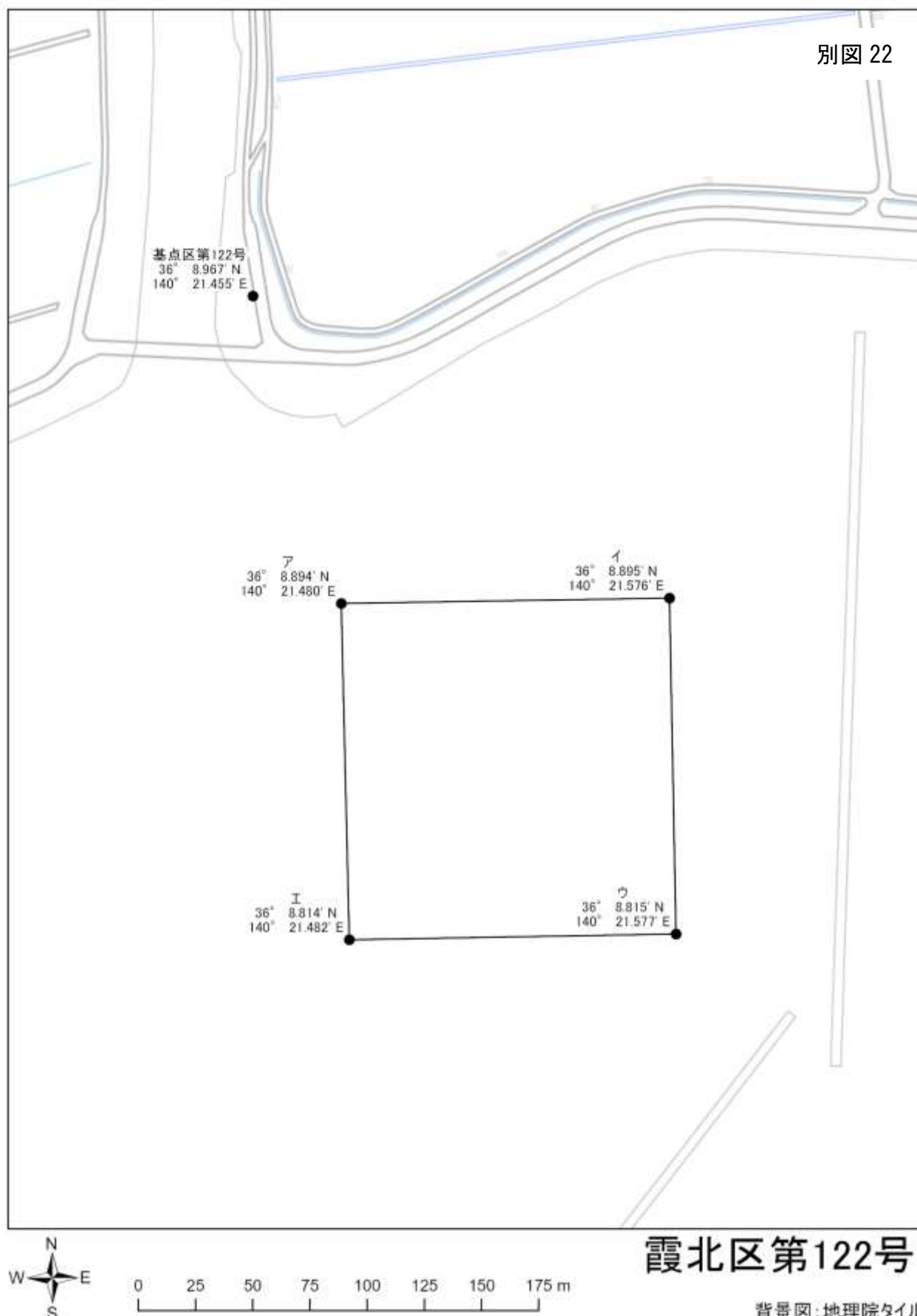
(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(6) 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

別図 22



第2 類似漁業権以外の漁業権
霞北区第112号

第3 保全沿岸漁場に関する事項
該当なし

第4 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

1 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
別紙のとおり

2 漁場の図面

「第1 漁業権に関する事項」内の別図1から22のとおり